

非常勤職員の要求が 実現しました!



2026年4月1日から始まります

年次休暇 採用時から取得

採用時から10日の範囲内で取得できます。
要件：6月以上の任期を定めた採用（任期の更新を含む）。

無給休暇が有給へ

- ① 保育時間
 - ② 子の看護等休暇
 - ③ 短期介護休暇
 - ④ 骨髄等ドナー休暇
- が有給となります。

通勤上傷病 休暇(無給)の新設

国家公務員災害補償法上の通勤災害が生じた場合に必要と認められる期間で取得できます。

あなたも労働組合へ!

休暇制度への疑問、取得にあたってのトラブルなど、**職場の声**をもとにさらなる休暇制度などの改善を求めていきます。
このような事例も...
育休取得を理由に雇止め事実発生
労働組合が交渉して雇止めを**阻止**しました。

HPから
相談できます!



年次休暇の単位見直し

全ての常勤職員と非常勤職員の年次休暇が、「15分単位」から取得できるようになります。